

# 認定コミュニティ活動状況資料

## 鶴嶺東地区まちぢから協議会

### (1) 認定基準への適合に関する資料

|         |     |
|---------|-----|
| 認定基準確認表 | 1   |
| 規約等     | 2～5 |
| 委員名簿    | 6   |

### (2) 認定コミュニティの活動に関する資料

|                  |       |
|------------------|-------|
| 前年度の活動報告書及び収支決算書 | 7～12  |
| 当該年度の活動計画書及び収支予算 | 13～15 |
| 特定事業の概要          | 16    |
| 特定事業実施報告書        | 17～18 |

### 【参考資料】

- ・スクラム第12号（令和4年10月15日号）
- ・スクラム第13号（令和5年3月15日号）
- ・特定事業成果物（交通安全啓発看板設置事業）

## 設立趣意書抜粋（地区の特性等）

### （鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約11,700世帯、約30,000人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで3.8km、南は千の川から北は大山街道まで2.5kmと広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、3小学校・2中学校・1高等学校・1養護学校・4幼稚園・3保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

### （鶴嶺東地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由）

それぞれの地域の違いを認識しつつ、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来、自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民の情報を共有しながら、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの取り組みを図ることにした。

### （鶴嶺東地区での地域コミュニティの取り組みを進める目的）

#### （１）地区全体で地域を考え、地域社会を活性化する。

様々な個人や団体が、自分たちの地域について話し合い、課題を共有し、課題を解決するために必要となる取り組みを、市と協働して行うことにより、地域社会を活性化させる。

#### （２）自助・共助・公助・近助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものにしていくため、地域の様々な個人や団体と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

#### （３）地域住民主体のまちづくり

地域の様々な事情を踏まえ、何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり地域課題に予算や設備を効率的に活用し、事業展開ができるようにする。

#### （４）地域住民の生きがいつくり、自己実現の場の創出

協議会での活動のきっかけとし、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにするとともに、まちづくりの新たな担い手となり得る潜在的な人材を発掘する。

| 審 査 基 準 |                                                                               | 基準への適合状況（申請時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 基準への適合状況（R 6 年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)     | 申請書に、主として活動する区域が記載されているか。                                                     | 申請書に活動区域の記載あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。                                                 | 規約第 2 条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・申請時と同様で変更無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。                                        | 市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 5」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ・申請時と同様で変更無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2)     | 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。       | 規約第 5 条（1）に「鶴嶺東地区の単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・申請時と同様で変更無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。                             | 市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 9 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (3)     | 申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。 | 規約第 5 条（2）～（1 5）に規定あり。（（3）、（9）～（1 0）を除く。）<br>◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ<br>（2） 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表<br>（4） 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表<br>◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ<br>（8） 鶴嶺地区体育振興会の代表<br>◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ<br>（5） 鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表<br>（6） 円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表<br>（7） 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表<br>（1 1）地区子ども会の代表<br>（1 2）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表<br>（1 3）鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表<br>（1 4）円童豆の会の代表<br>（1 5）円蔵中学校保護者会の代表 | 規約第 5 条（2）～（1 2）に規定あり。（（3）、（1 1）を除く。）<br>◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ<br>（2） 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表<br>（4） 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表<br>（1 2）地域包括支援センターさくら代表<br>◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ<br>（6） 鶴嶺地区体育振興会の代表<br>◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ<br>（5） 青少年に関する団体の代表<br>（7） 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表<br>（8） 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表<br>（9） 円蔵小学校円童豆の会の代表<br>（1 0）円蔵中学校保護者会の代表 |
|         | 申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。                              | 名簿に、「規約第 5 条（2）～（1 5）（（3）、（9）～（1 0）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 名簿に、「規約第 5 条（2）～（1 2）に規定あり。（（3）、（1 1）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (4)     | 申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。                                           | 規約第 5 条（1 9）に規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 規約第 5 条（1 4）に規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (5)     | 申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。                                | 規約第 1 0 条、第 1 6 条に部会の規定あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・申請時と同様で変更無し。<br>※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (6)     | 申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。                                             | 規約第 1 0 条第 3 項及び第 4 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ・申請時と同様で変更無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (7)     | 申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。          | 規約第 1 条に名称及び主たる事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 3 条に目的、第 9 条に代表者に関する事項、第 1 0 条に会議に関する事項が規定されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・申請時と同様で変更無し。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (8)     | 申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 4号議案

# 鶴嶺東地区まちぢから協議会 規約改正 (案)

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保180番地）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

2 本会は、鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家さんぽみちの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。

(2) 共通課題の共有と課題解決に関すること。

(3) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営に関すること。

(4) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 鶴嶺東地区の単位自治会の代表者
- (2) 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (4) 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表
- (5) 青少年に関する団体の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表
- (8) 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表
- (9) 円蔵小学校円童豆の会代表
- (10) 円蔵中学校保護者の会代表
- (11) 鶴嶺東まちぢから協議会各部会の代表
- (12) 地域包括支援センターさくら代表
- (13) 本会が推薦する者
- (14) 公募により認められた者



- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないとする。
- 3 委員の定数は40名以内とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置くことができる。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |        |      |
|--------|------|
| (1)会長  | 1名   |
| (2)副会長 | 3名以内 |
| (3)書記  | 2名以内 |
| (4)会計  | 1名   |
| (5)監事  | 2名   |

- 2 前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4)会計は本会の会計事務を処理する。
- (5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議（部会を除く）は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議（部会を除く）は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 4 会議（部会を除く）の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催できる。

5 総会では、次の議決事項を決定する。

- (1)事業報告及び決算に関する事
- (2)事業計画及び予算に関する事
- (3)役員及び規約に関する事
- (4)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業報告及び決算に関する事
- (5)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業計画及び予算に関する事
- (6)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の役員及び規程に関する事
- (7)その他本会の重要事項に関する事

(総会の招集通知)

第12条 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3)開催目的、協議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

2 次の事項を所掌する。

- (1)総会及び運営委員会に付議する事項
- (2)会議で議決された会全体に係る事項の執行
- (3)総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
- (4)その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関する事

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1)総会及び役員会に付議する事項
- (2)総会及び役員会において議決された事項に関する執行
- (3)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営における重要事項の決定に関する事
- (4)委員の入会、退会、推薦及び公募に関する事
- (5)部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関する事
- (6)鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関する事
- (7)その他、目的達成に必要な事項に関する事

(部会)

第16条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。

6 部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。

7 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営)

第17条 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。

- (1)会議への出席
- (2)会議の開催通知書の作成及び送付
- (3)会議の資料の作成
- (4)会議録及び議事録の作成
- (5)会計事務に伴う資料の作成
- (6)茅ヶ崎市や関係団体との連絡
- (7)本会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第19条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第20条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第21条 会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第22条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成27年9月5日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成28年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、第5条の委員の組織見直しに伴い、令和6年4月13日の総会の議決に基づき令和6年5月1日から施行する。

| 団体区分               | No | 所属団体役職          | 氏名     | 役職  | 委員 | 所属部会    |
|--------------------|----|-----------------|--------|-----|----|---------|
| 鶴嶺東地区<br>自治会連合会    | 1  | 円蔵自治会代表         | 森谷 義明  | 会長  | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 2  | 円蔵副会長           | 小室 富雄  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 3  | 円蔵副会長           | 高橋 里幸  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 4  | 円蔵推薦            | 小川 裕暉  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 5  | 円蔵婦人会代表         | 高橋 孝子  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 6  | 円蔵第一老盛会代表       | 高橋 誠   |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 7  | 円蔵第二老盛会長        | 小山 卓郎  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 8  | 円蔵福祉世話人         | 上原 善治  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 9  | 矢畑自治会代表         | 吉野 浩二  |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 10 | 矢畑防災リーダー        | 高橋 夏木  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 11 | 矢畑推薦            | 杉森 治   |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 12 | 矢畑子ども会代表        | 小野 純江  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 13 | 矢畑真寿会長(鶴嶺東代表)   | 杉森 俊夫  |     | ●  | 高齢者活性部会 |
|                    | 14 | 矢畑福祉世話人         | 川邊 久男  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 15 | 西久保自治会代表        | 浦賀 伸幸★ |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 16 | 西久保防災リーダー       | 石井 浩   |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 17 | 西久保役員           | 石井 実   |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 18 | 西久保第一壽恵広会代表     | 小島 武弘  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 19 | 浜之郷自治会代表        | 粕谷 勉   | 副会長 | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 20 | 浜之郷防災リーダー       | 浪越 哲也  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 21 | 浜之郷役員           | 中村 良三  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 22 | 浜之郷推薦           | 伊藤 素明  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 23 | 松の実子ども会代表       | 金子 佐知江 |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 24 | 浜之郷婦人会代表(副会長)   | 内藤 ふさ子 |     | ●  | 高齢者活性部会 |
|                    | 25 | 浜之郷第二鶴寿会代表(副会長) | 小泉 兵蔵  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 26 | 浜之郷福祉世話人        | 尾坂 千賀子 |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 27 | 下町屋自治会代表        | 内藤 一夫  | 書記  | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 28 | 下町屋防災リーダー       | 小原 哲夫  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 29 | 下町屋役員           | 若山 徹   |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 30 | はしぐい子ども会代表      | 谷村 藍子  |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 31 | 下町屋神明会代表        | 藤平 一夫  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 32 | TBS自治会代表        | 杉村 一憲  | 監事  | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 33 | TBS防災リーダー       | 吉原 弘子  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 34 | TBS役員           | 相川 文香  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 35 | しおかぜ子ども会代表      | 古山 裕美  |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 36 | TBS遊ゆう会代表       | 齊藤 直樹  |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 37 | TBS福祉世話人        | 新目 美智子 |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 38 | サニータウン自治会代表     | 原口 千晶★ |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 39 | サニータウン防災リーダー    | 岩田 明   |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 40 | サニータウン環境指導員     | 茨城 安男  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 41 | サニータウン福祉世話人     | 岡田 由恵  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 42 | ホームタウン自治会長      | 田中 勝★  |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 43 | ホームタウン防災リーダー    | 嵩 比呂志  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 44 | 自治会役員・環境指導代表    | 佐藤 力哉  |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 45 | ホームタウン子ども会代表    | 西江園 裕子 |     |    | 広報部会    |
|                    | 46 | ホームタウンすずめ/会代表   | 森 恭二   |     |    | 高齢者活性部会 |
|                    | 47 | ホームタウン福祉世話人     | 大橋 愛子  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 48 | アイランズ自治会代表      | 吉原 雄   |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 49 | アイランズ防災リーダー     | 内田 光則  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 50 | アイランズ役員         | 明河 正一  |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 51 | アイランズ役員         | 岡 宏樹   |     |    | 環境安全部会  |
|                    | 52 | アイランズ副会長        | 坪井 一樹  |     |    | 防災減災部会  |
|                    | 53 | アイランズ自治会推薦      | 仲原 順子  |     |    | 広報部会    |
| 学校関係               | 54 | 鶴小保護者と先生の会代表    | 須崎 久美  |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 55 | 鶴中保護者と教職員の会代表   | 鈴木 夕紀  |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 56 | 円豆夏の会長          | 根本 友美★ |     | ●  | 地域福祉部会  |
| 鶴嶺東地区社協            | 57 | 円中保護者会長(5月引継ぎ後) | 湯本 友香★ |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 58 | 鶴嶺東地区社協代表       | 野村 幸江  | 会計  | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 59 | 鶴嶺東地区社協推薦       | 木村 敏夫  |     | ●  | 地域福祉部会  |
| つるみね東ボラセン          | 60 | 鶴嶺東ボラセン代表       | 鈴木 昇   |     |    | 地域福祉部会  |
|                    | 61 | 鶴嶺東民児協代表        | 木下 操   | 副会長 | ●  | 地域福祉部会  |
| 鶴嶺東地区民児協           | 62 | 民生委員            | 小室 喜久雄 |     | ●  | 防災減災部会  |
|                    | 63 | 民生委員            | 増田 純子  |     |    | 地域福祉部会  |
| 青少年<br>育成推進<br>協議会 | 64 | 円蔵小学校区          | 吉本 秀文  |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 65 | 浜之郷小学校区         | 土屋 豊   |     | ●  | 地域福祉部会  |
|                    | 66 | 鶴嶺小学校区          | 山上 壽子  | 書記  | ●  | 地域福祉部会  |
| 鶴嶺体育振興会            | 67 | 鶴嶺体育振興会代表       | 赤羽根 昭夫 | 監事  | ●  | 環境安全部会  |
|                    | 68 | 地域包括支援センターさくら   | 平野 玲子  |     |    | 地域福祉部会  |
| 地域包括支援センター<br>公募委員 | 69 | ホームタウン茅ヶ崎自治会    | 嵩 比呂志  |     | ●  | 特定事業担当  |
|                    | 70 | 鶴嶺東コミセン代表       | 尾坂 清   | 副会長 | ●  | 防災減災部会  |
| 鶴嶺東コミセン            | 71 | 鶴嶺東コミセン副センター長   | 松本 楯臣  |     | ●  | —       |
|                    | 72 | 鶴嶺東コミセン副センター長   | 小倉 徹   |     | ●  | 高齢者活性部会 |
|                    | 73 | 鶴嶺東コミセン経理       | 中村 洋子  |     | ●  | —       |
|                    | 74 | 鶴嶺東コミセン経理       | 藤原 洋子  |     | ●  | —       |
|                    | 75 | 鶴嶺東コミセン書記       | 藤平 世津子 |     | ●  | —       |
|                    | 76 | 鶴嶺東コミセン書記       | 小島 智佐子 |     | ●  | —       |

注) 総会は、委員をもって構成する。

運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

役員会は、役員及び部会長をもって構成する。



# 令和 5 年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

## 1. 会議等の実施

### (1) 総会、本部役員会、役員会、運営委員会、研修会

| 実施日      | 会議の名称 | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月7日(金)  | 本部役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度東地区まちぢから協議会運営について</li> <li>●本部役員会の実施について</li> <li>●特定事業について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4月8日(土)  | 役員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●総会に向けて</li> <li>●部会報告</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|          | 総会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業報告・決算報告 ●事業計画(案)・予算(案) 他</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 5月19日(金) | 本部役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●総会議事録確認について</li> <li>●地区内3小学校看板設置事業について</li> <li>●防災計画 中学生の参加について</li> <li>●令和5年度委員名簿の確認について</li> <li>●課題協議についての委員アンケートについて</li> <li>●市民集会のテーマについて</li> </ul>                                                                                                                             |
|          | 全部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各部会会議</li> <li>●新年度顔合わせ 部会長・副部会長選出</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6月16日(金) | 本部役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●市民集会のテーマについて</li> <li>●防災訓練中学生の参加について プロジェクトチーム立ち上げの検討</li> <li>●高齢者活性部会について</li> <li>●非常時緊急連絡網について</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
|          | 役員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新部会長との顔合わせ 自己紹介</li> <li>●報告・連絡事項 ●部会報告</li> <li>●広報誌「スクラム」14号、15号掲載記事について</li> <li>●市民集会のテーマについて 部会ごとに検討し提案</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
|          | 全部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各部会会議</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7月14日(金) | 本部役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>8/27(日)10:00～「令和5年度避難行動要支援者支援制度に係る地域の取り組みの推進について」</li> <li>●市民集会 テーマについてと開催時期の検討</li> <li>●部会編成に関わる名簿の修正と会議室の変更について</li> <li>●令和5年度特定事業の取り組みについて</li> <li>地区内3小学校の学校をアピールする看板・横断幕作製、設置進捗状況報告(夏休み明けまでに設置完了予定)</li> <li>●合同防災訓練日程の変更について 11/12→11/5</li> <li>●20周年記念コミセンまつり実施について</li> </ul> |
|          | 役員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●報告・連絡事項 ●部会報告</li> <li>●市民集会テーマについて</li> <li>テーマ「災害時の要支援者の支援について」(案)</li> <li>発表者：高橋里幸 環境安全部会部会長</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
|          | 全部会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各部会会議</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 8月13日(金) | 本部役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●市民集会開催日について調整 11/18(土)13:30～</li> <li>行政との調整事項の確認</li> <li>●コミセンまつり実行委員会開催について 9/15(金)15:00～</li> </ul>                                                                                                                                                                                  |



|                       |                        |                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 役員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●報告・連絡事項 ●部会報告</li> <li>●広報誌「スクラム」第 14 号発行について 9/15 発行予定</li> </ul>                                                                         |
| 9 月 15 日(金)           | 本部役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●市民集会テーマ「避難行動要援護者支援制度について」</li> <li>●市民集会までのスケジュール確認</li> </ul>                                                    |
|                       | 役員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●報告・連絡事項 ●部会報告</li> <li>●合同防災訓練について 防災減災部会 高橋夏木部会長</li> <li>●広報誌「スクラム」第 15 号発行について 3/15 発行予定</li> <li>●広報部会について部会委員増員の提案</li> </ul>         |
|                       | 全部会                    | ●各部会会議                                                                                                                                                                             |
| 10 月 6 日(金)           | 臨時本部役員会                | ●市民集会の為の打ち合わせ                                                                                                                                                                      |
| 10 月 13 日(金)          | 本部役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●市民集会の内容確認について</li> </ul>                                                                                          |
| 10 月 20 日(金)          | 合同運営委員会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会運営委員会</li> <li>●コミセン管理運営委員会</li> </ul>                                                                                             |
|                       | 全部会                    | ●各部会会議                                                                                                                                                                             |
| 11 月 5 日(日)           | 合同防災訓練                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●安否確認(自治会ごと実施) 鶴嶺東地区全世帯 68.1%が参加</li> <li>●避難所 7 校への避難訓練参加者 596 名</li> </ul>                                                                |
| 11 月 17 日(金)          | 本部役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●推薦会の日程について</li> <li>●来期の構成メンバーについて</li> <li>●規約改正について</li> <li>●各団体からの会費について</li> <li>●市民集会の準備</li> </ul>          |
|                       | 役員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●報告・連絡事項 ●部会報告</li> <li>●市民集会リハーサル</li> </ul>                                                                                               |
|                       | 全部会                    | ●各部会会議                                                                                                                                                                             |
| 11 月 18 日(土)          | 市民集会                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●テーマ「避難行動要支援者支援制度について」<br/>～課題の解決に向けて～</li> <li>●参加者 行政 13 名 地域関係者 約 70 名</li> </ul>                                                        |
| 11 月 25 日(土)          | まちぢから協議会連絡会<br>研 修・懇親会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティをより活性化するために<br/>～当事者自らの振り返りに基づく、次のステップの提案～</li> </ul> 東地区より 4 名参加                                                                  |
| 12 月 15 日(金)          | 本部役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会連絡会報告</li> <li>●次年度に向けての検討</li> <li>●コミセン改選期に向けて推薦委員会の開催について</li> </ul>                                                            |
| 令和 6 年<br>1 月 19 日(金) | 本部役員会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから連絡会報告</li> <li>●次年度について<br/>総会準備<br/>役員候補者の選出<br/>部会人数の見直し<br/>全部会、自治会連合会の開催日見直し など</li> <li>●会則の検討</li> </ul>                       |
|                       | 役員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●報告・連絡事項</li> <li>●部会報告</li> <li>●能登半島地震義援金活動について<br/>鶴嶺東地区まちぢから協議会として実施 コミセンに設置(期間 3/22 まで)</li> <li>●鶴嶺公民館運営審議委員選出について(任期 2 年)</li> </ul> |
|                       | 全部会                    | ●各部会会議                                                                                                                                                                             |

|          |         |                                                                                                                          |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月16日(金) | 本部役員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから連絡会報告</li> <li>●総会準備について</li> <li>●次年度の事業計画(案)・人事(案)規約改正(案)について</li> </ul> |
|          | 役員会     | ●報告・連絡事項 ●部会報告                                                                                                           |
|          | 全部会     | ●各部会会議 今年度の振り返りと次年度に向けて                                                                                                  |
| 3月15日(金) | 本部役員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市まちぢから連絡会報告</li> <li>●総会について</li> </ul>                                          |
| 3月22日(金) | 合同運営委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちぢから協議会運営委員会</li> <li>●コミセン管理運営委員会</li> </ul>                                   |

役員会：本部役員に部会長を加えた会議

## (2) 防災減災部会

| 実施日           | 主な内容                                                                                                                                                                   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月19日         | ●自己紹介 ●部会役員選出(部会長・副部会長・書記)                                                                                                                                             |
| 6月16日         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●部会役員輪番制の決定</li> <li>●令和5年度活動目的・目標の策定 ●部会議題策定</li> <li>●令和5年度防災訓練企画スケジュール策定と防災訓練基本方針策定</li> <li>●自治会ごとの防災活動事例紹介・課題提起</li> </ul> |
| 7月14日         | ●令和5年度合同防災訓練開催日決定 ●防災訓練概要策定                                                                                                                                            |
| 9月15日         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者支援制度に関する茅ヶ崎市からの要請について検討</li> <li>●避難行動要支援者支援に関する各自治会における活動報告・意見交換</li> <li>●令和5年度防災訓練概要決定(各自治会安否確認・合同避難訓練)</li> </ul>  |
| 10月13日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者支援制度に関する茅ヶ崎市からの要請について検討</li> <li>●避難行動要支援者支援に関する各自治会における活動報告・意見交換</li> <li>●令和5年度防災訓練概要決定(各自治会安否確認・合同避難訓練)</li> </ul>  |
| 11月5日         | ●合同防災訓練開催 避難会場：鶴嶺小中学校・浜之郷小学校・円蔵小中学校・<br>鶴が台小中学校<br>参加者：総数 596 名                                                                                                        |
| 11月17日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災訓練結果概要報告(東地区全自治会)</li> <li>●避難行動要支援者支援制度に関する推進見通し取りまとめ</li> <li>●合同防災訓練結果報告・課題抽出し、地区内全自治会で共有</li> </ul>                      |
| 令和5年<br>1月19日 | ●合同防災訓練報告書を市に提出                                                                                                                                                        |
| 2月16日         | ●今年度の振り返り 次年度の活動について ●次年度役員について確認                                                                                                                                      |

## (3) 環境安全部会

|               |                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月19日         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自己紹介 ●部会長・副部会長・書記の選出</li> <li>●部会の取り組みの方向性について(不適正排出等廃棄物の課題への対応)の確認</li> </ul> |
| 6月16日         | ●ごみ適正排出に関する啓発チラシの作成にあたっての課題の洗い出し                                                                                       |
| 7月14日         | ●ごみの不適正排出について、環境事業センター職員との意見交換                                                                                         |
| 9月14日         | ●市民集会のテーマの検討 ●啓発用チラシの掲載事項の検討                                                                                           |
| 10月13日        | ●啓発用チラシの掲載事項の検討                                                                                                        |
| 11月17日        | ●環境事業センター職員との意見交換・啓発用チラシをイメージした絵コンテをもとにした検討                                                                            |
| 令和5年<br>1月19日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発用チラシの素案をもとにした掲載事項等の精査・決定</li> <li>●自治会を通じて各戸配布を行った</li> </ul>                |
| 2月16日         | 今年度の振り返り                                                                                                               |



## (6) 地域福祉部会

| 実施日           | 主な内容                                                                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月19日         | ●自己紹介 ●部会長、副部会長、書記の選出 ●令和5年度の活動について                                                                  |
| 6月16日         | ●連絡報告事項 ●市民集会テーマについて ●今年度の活動内容(研修会)について                                                              |
| 7月14日         | ●部会編成変更に伴う部会メンバー増員と会議室の変更について<br>●今年度の活動 ①地域の福祉活動担い手について②高齢者疑似体験③認知症について<br>④子どもを守る自転車の乗り方について交通安全教室 |
| 9月16日         | ●「もっと知って！身近な民生委員」について 研修会                                                                            |
| 10月13日        | ●「高齢者への思いやり」part1～認知症の方とその家族への接し方～                                                                   |
| 11月17日        | ●「高齢者への思いやり」part2～インスタントシニア体験～                                                                       |
| 令和5年<br>1月19日 | ●交通安全教室「子どもを守る自転車の乗り方とルール」について                                                                       |
| 2月16日         | ●今年度の振り返り ●次年度に向けた部会活動意見交換                                                                           |

## (7) 広報部会

| 実施日    | 主な内容                                                                                                                                                |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月19日  | スクラム14号 構成検討（市民集会の成果報告、子ども見守り活動、合同防災訓練計画、各部会紹介、役員・部会長紹介、鶴嶺東地区歴史巡りなど）                                                                                |
| 6月16日  | スクラム14号 記事構成の確認、合同防災訓練の記事作成依頼                                                                                                                       |
| 7月14日  | スクラム14号 記事内容の確認依頼など                                                                                                                                 |
| 8月18日  | スクラム14号 記事内容の確認依頼など                                                                                                                                 |
| 9月15日  | スクラム14号 発行(9/15付)、仕分け、配布。<br>スクラム15号 構成検討（各部会年間活動報告、市民集会、合同防災訓練報告など）                                                                                |
| 10月13日 | スクラム15号 記事構成の確認、各部会活動報告の作成依頼                                                                                                                        |
| 11月18日 | スクラム15号 市民集会に参加、取材。                                                                                                                                 |
| 1月19日  | スクラム15号 記事内容確認依頼（市民集会、合同防災訓練）                                                                                                                       |
| 2月16日  | スクラム15号 記事内容確認依頼                                                                                                                                    |
| 3月15日  | スクラム15号 発行(3/15付)、仕分け、配布。                                                                                                                           |
| 随時実施   | ・スクラム記事作成、校正、記事内容確認、発注等実施<br>・鶴嶺東地区まちづくり協議会 HP 管理運営（HP 内ページ：鶴嶺東地区まちづくり協議会、鶴嶺東地区まちづくり協議会3部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティーセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンター） |

## 2. 事業の実施

### (1) 市民集会

令和5年11月18日(土)10:00～鶴嶺東コミュニティーセンターにおいて開催  
**テーマ「避難行動要支援者支援制度について」～課題の解決に向けて～**  
事前アンケートをもとに鶴嶺東地区内9自治会の現状を把握し、問題提起をした。  
(詳細については広報誌「スクラム」15号に掲載)

### (2) 広報誌の発行

概要 広報誌を通じて、鶴嶺東地区まちぢから協議会や鶴嶺東地区自治会連合会などの地区のまちぢから協議会構成団体の活動について地域住民に情報提供した。

|    |      |          |        |      |
|----|------|----------|--------|------|
| 実施 | 第14号 | 9,500部印刷 | 令和5年9月 | 各戸配布 |
|    | 第15号 | 9,500部印刷 | 令和6年3月 | 各戸配布 |

### (3) ホームページの管理運営

概要 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内の鶴嶺東地区まちぢから協議会のページで鶴嶺東地区まちぢから協議会、鶴嶺東地区まちぢから協議会3部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティーセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンターに関する情報の充実とタイムリーな発信に努め、管理運営を行った。

### (4) 特定事業

令和4年度市民集会において「危険な通学路から子どもを守る」をテーマに  
鶴嶺小学校通学路の問題、浜之郷小学校通学路電柱移設についての要望を行った結果、  
① 鶴嶺八幡宮前横断歩道信号の3秒延長とスクールゾーンのカラーペイント化  
② 浜之郷小学校正門前横断歩道わき電柱移設工事  
を実現することが出来た。

令和5年度は、地区内3小学校の存在を地域住民、特にドライバーに意識してもらうための看板・横断幕の作製を計画した。計画に伴い3小学校各々が学校をアピールし、注意を促すためのメッセージ・デザインを児童が考えた。夏休み中に設置を完了し、夏休み明けに児童が登校する際にアピールできるよう各方面に働きかけ、安全面にも考慮して保険への加入も行った。



## (2) 令和5年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支決算報告

### 1 継続事業

#### 収入の部

単位 円

| 項目  | 予算額     | 決算額     | 差額 | 備考                  |
|-----|---------|---------|----|---------------------|
| 補助金 | 250,000 | 250,000 | 0  | 市より(認定コミュニティ運営等助成金) |
| その他 | 0       | 0       | 0  |                     |
| 合計  | 250,000 | 250,000 | 0  |                     |

#### 支出の部

単位 円

| 項目    | 予算額     | 決算額     | 差額      | 備考                |
|-------|---------|---------|---------|-------------------|
| 印刷製本費 | 87,000  | 107,115 | △20,115 | 広報紙スクラム12号・13号印刷他 |
| 通信運搬費 | 1,000   | 660     | 340     | 切手代               |
| 消耗品費  | 41,000  | 39,955  | 1,045   | 事務用品、コピー代、インク代他   |
| 負担金   | 10,000  | 10,000  | 0       | 市まちぢから協議会連絡会負担金   |
| 研修費   | 20,000  | 0       | 20,000  |                   |
| 事務作業費 | 90,000  | 90,000  | 0       | 会議資料作成、広報紙編集作業他   |
| 保険料   | 0       | 1,830   | △1,830  | 3校看板保険料           |
| 雑費    | 0       | 440     | △440    | 振込手数料             |
| 予備費   | 1,000   | 0       | 1,000   |                   |
| 合計    | 250,000 | 250,000 | 0       |                   |

### 2 特定事業

#### 収入の部

単位 円

| 項目  | 予算額     | 決算額     | 差額 | 備考              |
|-----|---------|---------|----|-----------------|
| 補助金 | 730,400 | 730,400 | 0  | 市より(特定事業運営等補助金) |

#### 支出の部

単位 円

| 項目    | 予算額     | 決算額     | 差額 | 備考                        |
|-------|---------|---------|----|---------------------------|
| 設置委託費 | 664,400 | 664,400 | 0  | 円蔵小 246,400, 浜之郷小 184,800 |
|       |         |         |    | 鶴嶺小 233,200 オーエム建美        |
| 予備費   | 66,000  | 66,000  | 0  | 3校看板補強材 オーエム建美            |
|       | 730,400 | 730,400 | 0  |                           |

## 1号議案

### (3) 令和6年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業計画（案）

#### 1. 運営委員会・役員会

##### (1) 事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

##### (2) 協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

##### (3) 各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

##### (4) 役員会に部会長の参加をもとめることで、会議全体の充実を図る。

#### 2. 部会

##### (1) 防災減災部会

- ・合同防災訓練の実施。
- ・感震ブレーカー設置促進。

##### (2) 環境安全部会

- ・ゴミ問題、それぞれの地域の課題を洗い出し、ゴミの不適正排出の課題に引き続き取り組む。
- ・ゴミ集積場所への「ごみの分け方・出し方」啓発用チラシについてシリーズで発行することを目指す。

##### (3) 地域福祉部会（青少年育成部会・高齢者活性部会を統合）

- ・「子どもを守る自転車の乗り方」、「高齢者への思いやり」などテーマで学んだことを地域に広げる。
- ・福祉の講座や交通安全の体験を生かしすべての方に優しい地域になるよう、そして次に繋げる活動を目指す。

##### (4) 広報部会

- ・2回の広報誌の企画・発行、およびホームページの管理運営をおこなう。

#### 3. 事業の実施

##### (1) 鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

##### (2) 鶴嶺東地区合同防災訓練

避難所（学校）毎に、自治会合同訓練を行う。

##### (3) 広報誌の発行

年に2回程度広報誌を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

##### (4) ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

##### (5) 全部会共通事業（継続）

全部会共通事業として、令和3年度から開始した当該地区の学校の児童を見守る「子どもを見守る活動」事業を継続実施する。

有事（災害時）における中学生と地域連携を図るための活動を行う。

また、今年度は、市の認定コミュニティ特定事業の申請を行い、来年度の事業を展開する。



## 令和6年度開催予定会議

| 月  | 日  | 曜日  | 事業名                | 会議室         | 時間          |
|----|----|-----|--------------------|-------------|-------------|
| 4  | 13 | (土) | 総会                 | 大会議室        | 13:00～14:00 |
| 5  | 11 | (土) | 本部役員会              | A会議室        | 9:10～11:00  |
| 6  | 14 | (金) | 本部役員会              | A会議室        | 9:10～11:00  |
|    |    |     | 全部会<br>(部会長選出)     | 大会議室、ABC会議室 | 13:00～14:30 |
| 7  | 12 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
| 9  | 13 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
|    |    |     | 全部会                | 大会議室、ABC会議室 | 13:00～14:30 |
| 10 | 11 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
|    |    |     | 運営委員会              | 大会議室        | 13:00～14:30 |
| 11 | 15 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
|    |    |     | 全部会                | 大会議室、ABC会議室 | 13:00～14:30 |
| 1  | 17 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
|    |    |     | 全部会                | 大会議室、ABC会議室 | 13:00～14:30 |
| 2  | 14 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
| 3  | 14 | (金) | 本部役員、役員会<br>(含部会長) | A会議室        | 9:10～12:00  |
|    |    |     | 運営委員会              | 大会議室        | 13:00～14:30 |

**本部役員会は 9:10～11:00 まで**

**役員会（含部会長）は 11:00～12:00 まで**

**市民集会等については、別に役員会（含部会長）を開催します**



## 2号議案

### (5) 令和6年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支予算(案)

#### 収入の部

単位 円

| 項 目 | 予算額     | 前年度予算額  | 増 減 | 備 考                 |
|-----|---------|---------|-----|---------------------|
| 補助金 | 250,000 | 250,000 | 0   | 市より(認定コミュニティ運営等助成金) |
| その他 | 0       | 0       | 0   |                     |
| 合 計 | 250,000 | 250,000 | 0   |                     |

#### 支出の部

単位 円

| 項 目   | 予算額     | 前年度予算額  | 増 減     | 備 考                |
|-------|---------|---------|---------|--------------------|
| 印刷製本費 | 106,000 | 87,000  | 19,000  | 広報紙スクラム16号・17号印刷代他 |
| 通信運搬費 | 1,000   | 1,000   | 0       | 切手代                |
| 消耗品費  | 33,730  | 41,000  | △7,270  | 事務用品、インク代他         |
| 負担金   | 10,000  | 10,000  | 0       | 市まちぢから協議会連絡会負担金    |
| 研修費   | 20,000  | 20,000  | 0       | 市まちぢから協議会県外視察代他    |
| 事務作業費 | 76,000  | 90,000  | △14,000 | 会議資料作成、広報紙編集事務作業費他 |
| 保険料   | 1,830   | 0       | 1,830   | 3校看板保険料            |
| 雑費    | 440     | 0       | 440     | 振込手数料              |
| 予備費   | 1,000   | 1,000   | 0       |                    |
| 合 計   | 250,000 | 250,000 | 0       |                    |

## 特定事業の概要（鶴嶺東地区：交通安全啓発看板設置事業）

学童の通学の安全をはかるため、地区内にある小学校3校（鶴嶺小学校、円蔵小学校、浜之郷小学校）に学校と連携し、自動車運転者等への注意をうながすための看板等を設置した。

### （１）事業の概要

#### ◆事業概要

交通安全啓発看板設置事業

地区内にある小学校3校（鶴嶺小学校、円蔵小学校、浜之郷小学校）に学校と連携し、自動車運転者等への注意をうながすための看板等を設置した。

#### ◆事業の内容

##### 【実施主体】

鶴嶺東地区まちぢから協議会

##### 【設置場所】

鶴嶺、浜之郷、円蔵小学校の敷地内フェンス

##### 【看板等制作・設置】

委託

##### 【維持管理主体】

鶴嶺東地区まちぢから協議会

##### 【維持管理体制（保険等）】

賠償責任保険料については、運営費から支出する。

##### 【周知活動】

鶴嶺東地区まちぢから協議会の定例会等で情報共有をするとともに、まちぢから協議会が発行する広報紙等により地域住民に周知する。

### （２）事業のねらい

「登下校する児童への配慮」を求めるメッセージを示すことで、安全運転を促し、児童の安全を守る。

交通安全について関心がなかった住民や地域内外の自動車運転者にも広く周知がされることになり、子供の安全がこれまで以上に確保できる。また、この取り組みを地域の大人と子どもが協力して実施することでそれぞれが地域の一員としての自覚を持つことになり、あわせて地域住民の連帯がこれまで以上に強化されることになる。

自分たちの言葉が看板となって飾られることで喜びを感じ、その想いが下級生にも引き継がれていき、学校のみならず、子どもたちの保護者や家族などの地域全体にも広がっていく。事業を実施を通して、「子どもたちの心を育てる」一助となれることを期待する。

### （３）令和5年度実績

各校の児童が作成したデザインをもとに、別紙のとおり看板等を作成・掲示した。これにより、児童のみならず、保護者を始めとした地域住民や地域内外の自動車運転者等にも広く啓発することができた。

また、各校の児童については、自らがデザインした看板等が掲示されたことに喜びを感じ、本事業を通じて「子どもたちの心を育てる」一助となった。

特定事業実施報告書（交通安全啓発看板設置事業）

|                                         |      |                                                                                                                                                                                 |      |                                                               |
|-----------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------|
| 事業の実施内容                                 | 活動内容 | 学童の通学の安全をはかるため、地区内にある小学校3校（鶴嶺小学校、円蔵小学校、浜之郷小学校）に学校と連携し、自動車運転者等への注意をうながすための看板等を設置した。                                                                                              |      |                                                               |
|                                         | 活動期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日                                                                                                                                                              |      |                                                               |
|                                         | 実施体制 | 鶴嶺東地区まちぢから協議会                                                                                                                                                                   | 周知方法 | 鶴嶺東地区まちぢから協議会の定例会等で情報共有をするとともに、まちぢから協議会が発行する広報紙等により地域住民に周知した。 |
|                                         | 参加者数 | 各校周辺を通行する自動車運転者等                                                                                                                                                                | 実施日  | 令和5年9月5日～                                                     |
| 事業の目的や効果は達成できましたか                       |      | <p>各校の児童が作成したデザインをもとに、別紙のとおり看板等を作成・掲示した。これにより、児童のみならず、保護者を始めとした地域住民や地域内外の自動車運転者等にも広く啓発することができた。</p> <p>また、各校の児童については、自らがデザインした看板等が掲示されたことに喜びを感じ、本事業を通じて「子どもたちの心を育てる」一助となった。</p> |      |                                                               |
| 事業を計画的に実施することができましたか                    |      | 各校や関係団体等と随時調整を行い、計画どおり実施することができた。関係課からの風圧対策についての指摘があったが、適切に対策することができた。                                                                                                          |      |                                                               |
| 予算計画や予算配分は適正でしたか                        |      | 関係課からの風圧対策の指摘に伴い、設置器具等の費用が増額されたが、予備費を活用し、予算の範囲内で実施することができた。                                                                                                                     |      |                                                               |
| 事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか               |      | 事業開始前に定例会等で事業についての意見を募った。また、各校の児童に対して看板のデザイン案の作成を依頼するなど、各校と連携して実施した。                                                                                                            |      |                                                               |
| 一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか               |      | 事業実施に当たって、各校との連携を深めながら実施することができ、まちぢから協議会としてもやりがいをもって活動することができた。                                                                                                                 |      |                                                               |
| 事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか |      | まだ担い手の発掘には繋がっていないが、看板を設置したことにより、自動車運転者への啓発にとどまらず、地域住民に対してまちぢから協議会の活動を周知する機会ともなった。                                                                                               |      |                                                               |
| 課題と今後の展望について                            |      | 設置にあたって賠償責任保険への加入を行ったが、設置後の管理が必要となる。定期的に設置状況の確認を行うなど検討していく。                                                                                                                     |      |                                                               |



## 収支決算書

### 収入

| 科 目 | 予 算 額   | 決 算 額   | 内 訳             |
|-----|---------|---------|-----------------|
| 補助金 | 730,400 | 730,400 | 認定コミュニティ特定事業助成金 |
|     |         |         |                 |
| 計   | 730,400 | 730,400 |                 |

### 支出

| 科 目   | 予 算 額   | 決 算 額   | 内 訳                                                 |
|-------|---------|---------|-----------------------------------------------------|
| 設置委託費 | 664,400 | 664,400 | 鶴嶺小学校 233,200円<br>円蔵小学校 246,400円<br>浜之郷小学校 184,800円 |
| 予備費   | 66,000  | 66,000  | 設置器具の補強材（風圧対策）                                      |
|       |         |         |                                                     |
| 市へ返還  | 0       | 0       |                                                     |
| 計     | 730,400 | 730,400 |                                                     |

\*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。





# 鶴嶺東まちぢからスクラム vol.14

令和5年9月15日発行(第14号)|発行責任者: 鶴嶺東地区まちぢから協議会 会長 森谷義明

鶴嶺東地区まちぢから協議会 会報紙「スクラム」第14号 | 発行日 令和5年9月15日

鶴嶺東まちぢからスクラム

## 鶴嶺東地区 合同防災訓練

鶴嶺東地区まちぢから協議会  
鶴嶺東自主防災連合会  
会長 粕谷 勉

鶴嶺東地区の全自治会が合同で防災訓練を行います。今年度は、首都直下地震を想定し地域住民の皆様の避難所への避難も訓練に盛り込んで実施する予定です。

■期日■11月5日(日) 8時30分～12時

■場所■各地区避難所

- 鶴嶺小学校 (浜之郷)
- 鶴嶺中学校 (矢畑)
- 浜之郷小学校 (西久保)
- 円蔵小学校 (円蔵)
- 円蔵中学校 (円蔵)
- 鶴が台小学校 (円蔵)
- 鶴が台中学校 (円蔵)

( ) 内は避難所担当自治会

### ■訓練内容■

- ①自治会ごとの安否確認訓練 (避難行動要支援者含む)
  - ②情報伝達訓練 (安否確認結果を無線機で避難所へ連絡)
  - ③市配備職員・自主防災組織による避難所開設訓練
  - ④地域住民による避難所への避難訓練
  - ⑤避難所での避難者受け入れ訓練
  - ⑥市職員による「避難所生活での心構え」説明会
- 盛りだくさんの内容ですので、地域の皆様の多数のご参加をお待ちしております。



## 鶴嶺東地区の歴史巡り

鶴嶺東コミュニティセンターでは創立20周年事業の一環として鶴嶺東地区の名所・旧跡と伝説・民話の地を訪ねることでより一層の地域への理解と愛着、誇りをもっていたただけるようガイド付きのまち歩きツアーが実施されました。

コースは①西久保、②浜之郷・矢畑、③円蔵、④浜之郷・矢畑・下町屋の全4コース。所要時間は2～2時間半ほどで小学生から参加可能です。参加者からは「地域の歴史を知ることができて、参加して良かった」「長く住んでいても知らなかった」「また参加したい」との感想が。今年度の募集は終わりましたが、来年度以降の開催も検討されていますのでその際はぜひ参加してみてください。またガイドも募集中。より深く地域の歴史を知りたい方、お手伝いをしていただける方は鶴嶺東コミュニティセンターにお問い合わせください。



A2両面の詳しいガイドマップ

## 鶴嶺東地区市民集会の成果!!

昨年8月、3年ぶりに市民集会が開催され、鶴嶺東地区では「子どもを見守る活動」をテーマとしました。通学路の危険箇所として、鶴嶺小学校前の横断歩道問題、浜之郷小学校前の横断歩道横電柱について地域住民と行政の意見交換が行われました。その後の改善結果についてご報告します。

### 電柱が移設されました

浜之郷小学校前の横断歩道のすぐ脇に電柱がありました。この電柱が死角を作り、横断歩道を渡るうとする児童に気付きにくいという指摘がありました。この電柱が歩道の北側に移設されたことにより、横断歩道周辺の見通しが改善されます。



この電柱は撤去されました

この電柱が新しく移設された電柱です。

### スクールゾーン標示が敷設されました

鶴嶺通りの3カ所(鶴嶺小学校の南門周辺)に「スクールゾーン」標示が敷設されました。通行するドライバーが通学路であることを視覚的に認識し、速度の抑制や安全運転を呼びかけます。



### 歩行者信号が3秒延長されました

鶴嶺八幡宮前の歩行者信号が朝7時半から8時半の1時間、3秒間延長されました。わずかな時間ですが、見守りをしている学校関係者の方から「一回の信号で渡ることが出来る人数が増えた」との声が頂いています。



### 編集後記

早起きはとても苦手なのですが、浜降祭の朝だけは頑張っています。朝を制する者は一日を制す」と教えてもらいました。この時にそれを実感するのですが、なかなか継続できず。毎朝浜降祭だったら頑張れるのになあ(笑)

鶴嶺東地区まちぢから協議会  
広報部  
西江園裕子  
仲原順子

### NEW ホームページお引越ししました

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会  
トップページで鶴嶺東地区をクリック  
<https://chigasaki-machiren.org/>





## 令和5年度部会紹介

各部会では、地域で連携すべき取り組みや共通の課題について話し合い、市の関係部局と連携しながら活動しています。

### 防災減災部会

- 【構成メンバー】  
主に、各自治会の自治会長、自治会副会長、防災リーダー、コミセンセンター長
- 【活動内容】  
● 鶴嶺地区合同防災訓練の実施  
● AED講習会の実施  
● 地震ブレイカー設置促進



### 環境安全部会

- 【構成メンバー】  
主に、各自治会の環境指導員や環境を担当する役員
- 【活動内容】  
● 地域のごみ排出に関する課題改善に向けた取り組み  
● 地域の防犯・安全に向けた取り組み



### 地域福祉部会

- 【構成メンバー】  
主に、地区社協や民児協、ボランティアセンター、推進協、PTAなどの学校関係、各自治会の福祉担当者や子ども会役員、老人会の役員
- 【活動内容】  
● 地域福祉に関する取り組み  
● 講座の受講、通学路の危険個所の情報共有など



## 令和5年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 役員・部会長名簿

|         |        |                    |
|---------|--------|--------------------|
| 会長      | 森谷 義明  | 鶴嶺東地区自治会連合会会長      |
| 副会長     | 木下 操   | 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会会長 |
| 副会長     | 尾坂 清   | 鶴嶺東コミュニティセンター長     |
| 副会長     | 粕谷 勉   | 鶴嶺東地区自治会連合会副会長     |
| 書記      | 内藤 一夫  | 下町屋自治会会長           |
| 書記      | 山上 壽子  | 鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長 |
| 会計      | 野村 幸江  | 鶴嶺東地区社会福祉協議会会長     |
| 監事      | 杉村 一憲  | TBS自治会会長           |
| 監事      | 赤羽根 昭夫 | 鶴嶺体育振興会会長          |
| 防災減災部会長 | 高橋 夏木  | 矢畑自治会防災リーダー        |
| 環境安全部会長 | 高橋 里幸  | 円蔵自治会副会長           |
| 地域福祉部会長 | 木村 敏夫  | 鶴嶺東地区社会福祉協議会副会長    |
| 広報部会長   | 西江園 裕子 | ホームタウン茅ヶ崎子ども会会長    |

## 令和5年度 全部会共通事業

### ■全部会共通テーマ■

「子どもの見守り」  
「地域の子どもは地域で守る・育む、  
地域も子どもと共に育つ」



令和3年度より開始され、全部会の共同事業として継続した活動を行っています。今年度も市の特定事業申請を行いました。小学校の近くを走行する車両に対し、通学路であることを視覚的にアピールします。

・小学校の入口付近に看板や横断幕を設置し、通行するドライバーに注意を呼びかけます。

・鶴嶺通りにスクールゾーン標示を敷設し、車両に速度抑制を呼びかけます。

### 小学校に看板や横断幕を設置しました

鶴嶺小学校、浜之郷小学校、円蔵小学校に看板や横断幕を設置しました。

「自分たちの学校」をアピールするため、各学校の子ども達がデザインしたものです。

令和4年度の市民集会のテーマは「子ども見守る活動」でした。議論の中で、「近隣住人なら知っているが、通りすがりのドライバーからすると、そもそも小学校があることに気づきにくい。」という意見がありました。

大きな看板や横断幕を設置することで小学校があることをアピールし、通行するドライバーに注意を呼びかけます。

鶴嶺小学校



浜之郷小学校



円蔵小学校







鶴嶺東  
まちぢから

スクラム vol.15

令和6年3月15日発行(第15号)|発行責任者：鶴嶺東地区まちぢから協議会 会長 森谷義明

## 鶴嶺東地区 市民集会在開かれました

テーマ『避難行動要支援者支援制度について』



令和年11月18日(土)に鶴嶺東地区市民集会在開かれました。行政より佐藤市長、両副市長、福祉部長をはじめとして13名が参加し、地域からは自治会長、防災関係者など約70名が参加しました。

今年度の鶴嶺東地区のテーマは「避難行動要支援者支援制度について」とし、事前に行われた各自治会へのアンケート調査の結果から、次の問題提起がされました。

1. 全体計画及び個別計画の周知

【地域より】全体計画・個別計画についての認知度や取組みにばらつきがあることが分かった。市が期待する避難支援等関係者の取組みが進んでいないことがあると思慮されている。全体計画・個別計画を自治会内で共有できるように、周知する機会を設けて欲しい。

【行政より】例年、新任の自治会長など避難支援等関係者に向けた研修会を実施してきたが、コロナ禍においては資料の送付に代えていた。今年度からは、市内13地区それぞれで本制度を議題とする場を設けてもらい、市の職員も参加して現状や課題の共有を図っているところで、

令和6年度以降もこの制度の理解に効果的な場を設定していきたい。

2. 要支援者の情報の管理・更新

【地域より】避難行動要支援者名簿は年2回紙ベースで配布され、名簿に記載された方の施設入所、転出などの情報が効率的に更新できない実態がある。最低限の情報を電子データで提供することを検討して欲しい。また、個人情報保護が足かせとなり、名簿の共有レベルにも差があるので、取扱いに関する具体的な指針を示して欲しい。他にも、避難支援等関係者それぞれが保有する情報を整理する仕組みや、飛び地や自治会区域境の情報管理のあり方についての指針も求められている。

【行政より】避難行動要支援者名簿の個人情報保護は、保護の必要性が高い情報であり、確認作業などに時間を要している。電子データの提供については、誤った拡散のリスクと個人情報保護の観点から現時点では困難と考えているが、国の動向や先進自治体の事例を注視し、手法を検討していく。名簿の共有に関しては、市が名簿と共に配布する「避難行動要支援者名簿の取扱に関する留意事項」を念頭に置き、適正に運用して欲しい。避難支援等関係者それぞれが保有する情報の整理については、市で一元管理しているため、名簿の情報に疑義がある場合は市に連絡して欲しい。飛び地や自治会区域境の情報管理は、案件ごとに状況が異なるので画一的な指針を示すのは難しいが、隣接する区域の自治会と調整を図っていく。

3. 個別計画作成のノウハウ周知

【地域より】アンケート調査の結果より、自治会が要支援者と一人ひとりの避難等に関する個別計画を作成することが認識されておらず、具体的な作成の手法が求められている。個別計画を作成するためのノウハウを周知する機会を設けて欲しいの結果をもとに個別避難計画の作成を進める予定。現在は、個別避難計画の様式や実施方法などを検討していて、検討事項が整理でき次第、ノウハウを共有する。

4. 義務的でない、努力義務でもない、任意の取組みの普及のあり方

【地域より】避難行動要支援者支援制度では、市に要支援者名簿の作成が義務付けられているが、避難支援等関係者が行う支援活動は、あくまでも義務的なものではなく、地域での実情を踏まえ、出来る範囲で行うことが期待された任意的な取組みであることに留意する必要がある。制度としてマネジメントサイクルのもとで進捗管理を行い、螺旋的に改善を図っていくことが求められている。

【行政より】災害対策基本法の避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針では、支援等関係者に法的な義務を負わせるものではないとしている一方で、避難行動要支援者の避難には社会全体で支え合う必要があると想定しており、個別避難計画の作成において地域関係者の理解を得ることが留意点の一つとして挙げられている。地域の実状に沿って、できる取組みから進めることが重要で、市の職員と地域住民との意見交換なども進めている。避難支援は行政だけではできないので、自助・共助・公助の連携が必要となる。継続して地域をはじめ関係者と一体となることのできる取組みを進めていく。

地域の参加者からは、防災訓練などで住民同士が対話する機会を増やし、市から配布された名簿を実状に合わせて更新したり、地域ごとに工夫されたリストを作成しているという話がありました。支援が必要なのは名簿に記載に同意していない方を心配する声もありました。最後に、佐藤市長からは「浜之郷自治会やTBS自治会で住民が顔を見ながら名簿をブラッシュアップしている取組みが素晴らしい。行政がベストを作るのは難しいが、皆さんがベターなものにしていくことを願っている。」などのお言葉がありました。

災害が起きたときは、避難支援等関係者、防災関係者、市の職員も被災者となります。自助と共助でどう行動するのか、また、普段から挨拶を作法として地域の繋がりを持つ大切さを共有し、閉会しました。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 会報紙「スクラム」第15号 | 発行日 令和6年3月15日

鶴嶺東まちぢから スクラム

令和5年度

各部会の活動実績報告

防災減災部会

部会長 高橋 夏木

11月5日(日)に当部会主催の合同防災訓練が行われました。前半は各自治会単独による安否確認訓練で、後半は合同による避難訓練が行われました。安否確認訓練では地域全体で半数以上の世帯の皆さんに参加いただき、安否確認の活動が次第に定着しつつあることが実感できました。

避難訓練では実際の災害時に避難所となる七つの学校の体育館を借りて行われ、避難者の入場受け付けから待機場所での待機までを体験していただきました。参加人数は五九六人で、市からは四六人の職員に参加いただきました。市職員から「避難所生活での心構え」についての説明を受け、非常用トイレの実演を体験していただきました。

8月27日にまちぢから協議会連絡会が開催され、避難行動要支援者支援制度についての実状調査を行うよう要請が出され、それに対し当部会では9月15日と10月20日に部会を開催し、各自治会の実状について協議しました。その結果、当地区においては、市計画のStep1のうちのStep3である「自助で避難が難しい要支援者を対象に、避難先までの移動の支援ができる」レベルに到達しつつあることが確認されました。

環境安全部会

部会長 高橋 里幸

環境安全部会は、昨年度から引き継いだごみ集積場所の適切な管理を進めるための取り組みとして、環境事業センターが発行する冊子「ごみの分け方・出し方」に掲載されている、わかりにくい、判断に迷うような点などをわかりやすく表現した啓発用のチラシを作成することとし、環境事業センター職員と意見交換の機会を設けるなど、年度内での啓発用チラシの発行を目的に、これまで7回にわたり、検討を重ねてきました。啓発用チラシについては、シリーズで発行することを目指して、次年度に引継ぐこととし、次の発行の検討に取り組みます。

また、昨年度、当部会として取りまとめました「通学路(鶴嶺八幡宮前交差点)実態調査報告書」が当該交差点の歩行者信号機の時間延長の一助となり、通学路の改善につながる成果となりました。併せて報告します。



地域福祉部会

部会長 木村 敏夫

今年度からは、青少年育成部会・高齢者活性部会も合同になり地域福祉部会としての活動となりました。

「子どもを守る自転車の乗り方」高齢者への思いやりを主テーマとし講師を招いての座学や疑似体験をして、各所属団体に帰った時に学んだことを広げてもらう事としました。

9月 茅ヶ崎市地域福祉課より民生委員の仕事について

10月 地域包括支援センターさくら・湘南東部総合病院看護部・認知症家族会の方々に高齢者への思いやり

認知症の方とその家族への接し方

11月 茅ヶ崎市社会福祉協議会の方による高齢者への思いやり、インスタントシニア疑似体験

1月 茅ヶ崎市安全対策課による座学での交通安全教室を実施しました。

この講座や、体験を生かし鶴嶺東地区がよりすべての方に優しい地域になるよう、そして次に繋げていくよう努力する事としました。

まちぢから協議会のHPはこちら

鶴嶺東地区まちぢから協議会

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

トップページで鶴嶺東地区をクリック  
https://chigasaki-machiren.org/

あなたは地域の一員ですか？

うちは助け合いは必要ないから

暇な人がやればいい

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません  
少しの時間でもいいのでお手伝いお願いできませんか？

鶴嶺東地区をみんなで助け合える地域に



# 令和5年度 鶴嶺東地区合同防災訓練報告

まちぢから協議会防災減災部会  
部長 高橋 夏木

令和5年11月5日に鶴嶺東地区合同防災訓練が実施されました。  
昨年度に引き続き、区域内の災害対策地区防災拠点を利用して9自治会が一斉に実施し、今年度は首都直下地震を想定して地域住民が避難所への避難を体験しました。

## 防災訓練概要

### 第1部 各自治会単独による訓練

#### 地域住民の安否確認訓練

災害情報伝達訓練：各自治会の防災対策本部から避難所の連絡員にトランシーバーを用いて安否確認結果を伝え、それを市の配備職員に伝える。

### 第2部 合同訓練

#### 地域住民の避難所への避難訓練：地域住民

#### 避難所開設・運営訓練：防災関係者

(市配備職員、学校関係者、自主防災組織)

#### 災害情報伝達訓練：各自治会防災関係者

#### 避難所生活での心構え説明会：地域住民、防災関係者

## 防災拠点の様子

地域住民の全員参加を目標に、大規模地震発生時の想定の下、前半に自治会ごとの安否確認訓練を行い、後半に地区避難所7か所を使用した地域住民の避難訓練、自主防災組織・茅ヶ崎市による避難所開設・避難者受け入れ・待機場所への案内・トランシーバーを用いた情報伝達訓練・避難所生活の心構え説明会、と一連の流れの中で実際の災害発生時さながらの防災訓練を行いました。

安否確認訓練では、全世帯のうち68・1%の世帯について安否確認が行われ、避難行動要支援者については81・3%の安否確認が行われ、地区として安否確認の体制が年々確実なものになりつつあることを実感できました。

避難訓練では、自主防災組織が避難者の受付と待機場所を体育館に設置して避難者を受け入れ、その後市の配備職員の皆さんに適当な人数ごとに避難所生活での心構えを説明していただきました。

当初避難者数が想定できず当日は大混乱になることを心配していましたが、避難者受付での対応を工夫した結果、渋滞なくスムーズに一連の流れを作ることができたと思います。



■会場となった災害対策地区防災拠点■  
鶴嶺中学校 鶴嶺小学校 浜之郷小学校  
円蔵中学校 円蔵小学校 鶴が台中学校  
鶴が台小学校

## 日頃からいざという時の準備をしっかりとっておきましょう



### 事前に確認しておこう

- 震度5弱以上で避難所開設 → 避難場所は？ 持ち物は？ ペットは？
- 火災が起きたときは 広域避難場所 へ → 自宅から近い広域避難場所は？
- 風水害のときは ハザードマップ を確認 避難場所へのルート確認  
避難所まで時間がかかる場合は警戒レベル3で避難（暴風雨の中歩くことを考慮）
- 避難所へ持っていくものを確認（右記参照）  
食べ物・飲み物は可能な限り持っていくこと（配給は数日後から）

茅ヶ崎市Webサイトには避難所ごとのガイドラインやペット防災について掲載されています。  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/index.html> または 茅ヶ崎市 防災 で検索

### 避難所に持っていくもののリスト（茅ヶ崎市Webサイト参照）

- ☐ 水・食料・箸・コップ ☐ 洗面用具 ☐ 上履き・スリッパなど ☐ ポリ袋 ☐ タオル
- ☐ 携帯用充電器 ☐ 衣類・下着 ☐ ブランケット ☐ 懐中電灯・携帯ラジオ（手動充電式が便利）
- ☐ 救急用品・薬 ☐ ティッシュ・ウェットティッシュ ☐ 軍手 ☐ ペン・ノート ☐ 下足入れ
- ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ 石鹸・除菌グッズ ☐ 貴重品 ☐ 防災ヘルメット・頭巾
- 子どもがいる家庭の備え  
☐ おむつ・おしりふき ☐ ミルク・哺乳瓶 ☐ 抱っこひも ☐ 離乳食 ☐ 携帯用食器
- 女性の備え  
☐ 生理用品 ☐ 中身の見えないポリ袋 ☐ 防犯ブザー・ホイッスル
- 高齢者の備え  
☐ 杖 ☐ 薬・お薬手帳 ☐ 大人用紙おむつ ☐ 補聴器・入れ歯（洗浄剤も）

必要なものは  
各自異なります  
日頃からリストアップ  
しておきましょう









おもいやり ちゃんと見て見て つばね祭り

鶴嶺東地区まちちから協議会 茅ヶ崎市立鶴嶺小学校